

V 奈良県土採取規制条例指導要綱

奈良県土採取規制条例指導要綱

1 条例制定の趣旨

最近の宅地造成等による土の需要は都市化とともに急増し、土の採取が盛んにおこなわれている。しかし土の採取の増加に従って、それに伴う土地の崩壊、土砂の流出等の災害の発生が付近住民の生活を脅かし、また未整備の採取跡地を放置することによる自然破壊が進行している。そこで本条例においては、土の採取の事前届け出制を採用し、措置命令を含む採取行為の監督の実施、採取跡地の緑化を図るとともに整備を義務づけ、違反者に対しては罰則を設けることにより、県民の生活の安全と良好な自然破壊の保全とを図っている。

2 土の採取の定義

土の採取の目的が埋土、盛土その他の用に供し、又は供されるためのものであり、当該土採取場から搬出することを伴うものが本条例の適用を受ける。

3 届け出をする者

土の採取行為をする者が届け出を行うこと。

4 採取期間

採取期間は、その規模等を考慮して2年以内で適当な期間とすること。

5 届出の提出部数

正本1通、副本2通（うち1通は、受理後届出者に返戻する）

6 添付書類等

（1）公図の写し

公図等の写しに土採取場の区域を赤で明記すること。

(2) 土採取場で土採取を行うことについての権原を有することを証する書面

イ. 自己の土地で土の採取を行おうとするときは、当該土地に係る登記簿謄本。

ロ. 他人の土地で土の採取を行おうとするときは、当該土地において土を採取する旨を内容とする土地所有権者等と申請者との間の契約書の写しと、当該土地に係る登記簿謄本。

(3) 意見書等

市町村の意見書、及び隣接境界確定書又は隣地境界確認書（ない場合は、それに代わる書面）と、その隣接地に係る登記簿謄本。

7 他の法令に基づく許可、認可、又は届出

土の採取に係る行為に関し、他の法令に基づく許可、認可を受け又は届け出をすることを必要とするときは、事前にその許可、認可を受け、又は届け出をすること。（例えば、自然公園法、自然環境保全条例、風致地区条例等）

8 災害の防止

災害の防止は本条例の主目的であり、このことなくしては地域住民との調和ある開発はもとより、業者の健全な発展も望むべくもない。本条例は災害の未然防止のために、届け出事項には土の採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項を明記させるとともに、採取跡地の整備も土採取の開始以前に届けさせる。更に土採取業者への指導としては、届け出事項の変更の勧告、措置命令、採取の完了等の届け出、採取完了に対する措置命令、採取跡地の緑化等の勧告等の強い措置を行う。また土採取業者の自発的な災害防止意識の高揚のために、現場責任者を設置させ、土採取業者の氏名等を記入した標識を掲示させる。

(1) 土砂流出対策

掘削中は集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出しないように土嚢積、土盛等の仮設工を行い、完了後も土砂流出の恐れがあるときはコンクリート壁、柵、その他これらに代わりうる施設を作って、土砂の流出に対処しなければならない。

(2) 排水施設

(ア) 場内の排水をよくするため必要に応じて素堀側溝、コンクリートトラフ、横断パイプ、U型側溝等を設置し、接合点には集水柵等を設置し、円滑に排水できるようにしなければならない。

(イ) 湧水により、法面が洗崩壊するおそれのあるときは、水抜きのための水平孔、地下暗渠等を設置して湧水の排除措置を講ずること。

(ウ) ヘドロ及び汚濁水処理については場内に沈殿（砂）池を設置し、災害を発生させないよう万全の措置をとること。

(エ) 大規模な土採取については、「大和川流域調整池技術基準（案）」、「大和川流域小規模開発雨水流出抑制対策設計指針（案）」、「宅地及びゴルフ場に係る調整池技術基準」に基づいて、採取跡地が森林にもどるまでの暫定的な調整池を設置すること。

(3) 採取跡地の崩壊防止対策（法面保護）

土採取を完了又は廃止しようとするときには、法面の崩壊を防止するため、法面には保護工事をしなければならない。

(4) 跡地利用計画

採取跡地の利用計画は周辺の環境と調和するように配慮するとともに緑化に心がけなければならない。

9 公害及び保安対策

(1) 標 識

第6号様式に定める標識及び危険を訴える標識は、それぞれの見やすい位置に設置して危険度の減少に努めなければならない。

(2) 立ち入り禁止柵

採取場内は一般の立ち入りを禁止し、周囲は防護柵、トタン塀、板塀等によって囲い、出入口には扉を設け出入口の標識を設置しなければならない。

(3) 騒音・振動対策

騒音規制法・振動規制法又は奈良県生活環境保全条例に定める特定工場等に係る規制基準に準じ、これを遵守すること。

(4) 粉塵対策

採取場、運搬路等から生ずる粉塵等が周辺的生活環境を阻害しないよう散水、掃除等適切な措置をとらなければならない。

10 交通安全対策

(1) 危険の防止

運搬車輛の出入口には標識、看板等を設置し、交通上危険な場所等必要な箇所には交通誘導員を配置し、危険の防止に努めること。

(2) 通学通園路等の通行について

運搬路が通学通園路等に該当する場合は、通学通園時間帯の通行をさし控える等、児童等の安全の確保について運搬車輛の運転手等に自覚を促すこと。

(3) 運搬についての心得

採取場では当該運搬車輛の最大積載量を超える積載を禁止するとともに、シート等で覆い、土砂等の転落、飛散防止のための必要な措置をとるよう車輛運転手に努めさせること。

11 措置命令等

(1) 措置命令

(ア) 基準：土の採取を原因とする土地の崩壊、土砂の流出その他の災害発生のおそれがあるときにその緊急性、周辺の状況に応じて発動すること。

(イ) 命ずる内容・期限を附して土の採取に伴う災害防止のため必要な措置を命ずること。

(2) 採取停止命令

(ア) 基準：(a) 措置命令に違反して土の採取を行っている者。

(b) 無届けで土の採取を行っている者。

(イ) 命ずる内容：

(a) 土の採取の停止。

(b) 一時停止を命じ、災害防止のため必要な措置。

(3) 採取跡地の措置命令

(ア) 基準：採取跡地が災害発生のおそれがある状態で放置されている場合、又は採取終了時より2年の間に災害発生の恐れが生じた場合。

(イ) 命ずる内容：災害防止のため必要な措置を命ずること。

1.2 特例事項

(1) 破砕帯等

破砕帯等での採取については、掘削勾配を1：2.0以下にし、法面は山復工事に準じた工法で保護をはかること。

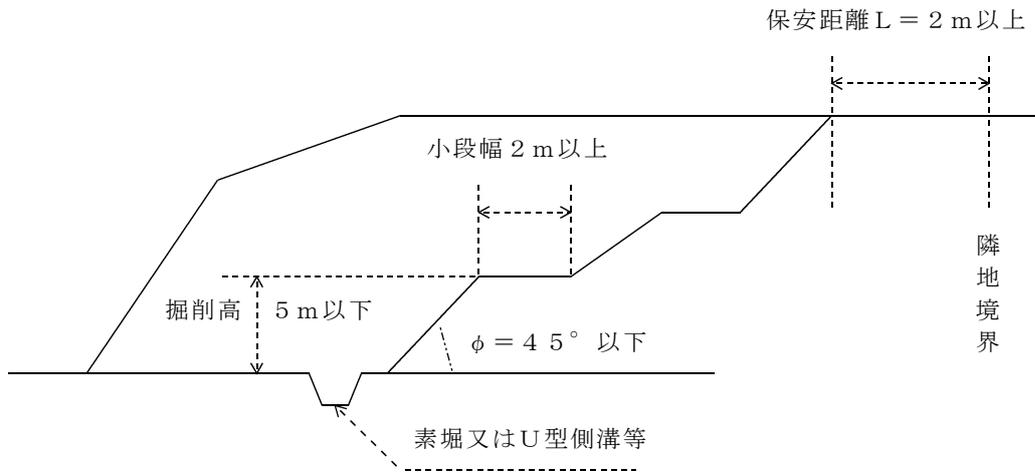
(2) 採取中に岩盤が露出した場合

土の採取により露出した岩盤の法面勾配は採石法の認可基準勾配を準用する。(当該岩盤を採取する行為が採石業に該当するときは、採石法の認可申請を指導することとなる。)

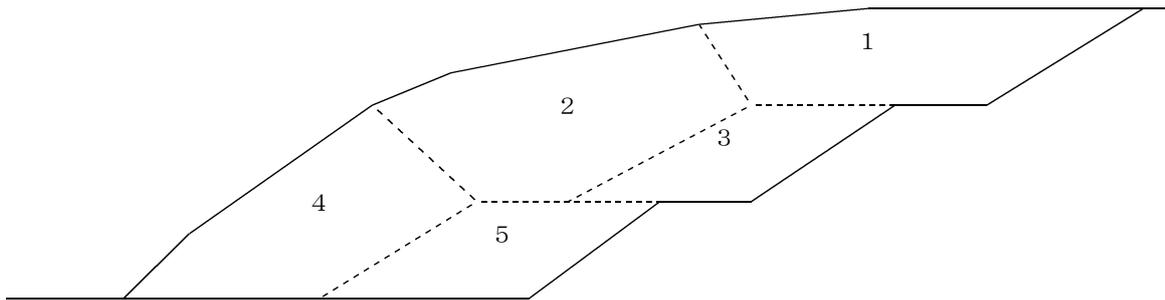
1.3 掘削(切取り)

採取の方法は通常(a)階段採掘法(階段状に切り下げる)(b)傾斜面採掘法(c)平面採掘法で行ない、採取後の最終法面は下図のように安定勾配を確保するものとし、隣地との保安距離は最低2m以上残すものとする。スカシ堀は禁止とする。

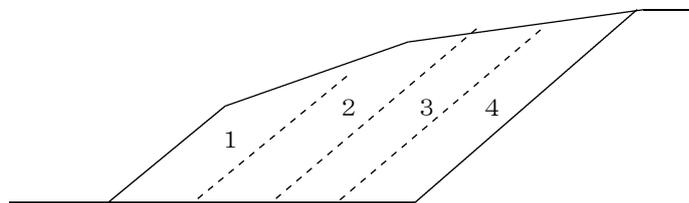
(1) 採取方法



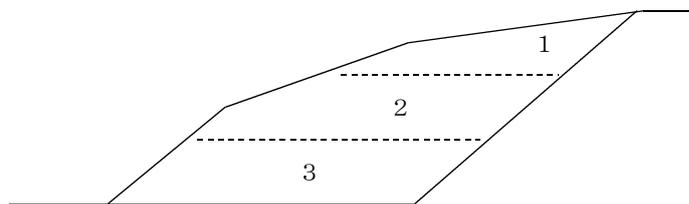
例 階段採掘法 (a)



傾斜面採掘法 (b)



平面採掘法 (c)



(2) 「掘削面の傾斜の掘削勾配」は土質及び切土高に応じ別表第1「標準法勾配」に示す値以下とすること。

切土の標準法勾配（土工指針より）

（別表第1）

地山の土質		切土高	勾配	角度
硬	岩		0.3 ~ 0.8	73° ~ 51°
軟	岩		0.5 ~ 1.2	63° ~ 39°
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1.5 ~	33° ~
砂質土	密実なもの	5 m 以下	0.8 ~ 1.0	51° ~ 45°
		5 ~ 10 m	1.0 ~ 1.2	45° ~ 39°
	密実でないもの	5 m 以下	1.0 ~ 1.2	45° ~ 39°
		5 ~ 10 m	1.2 ~ 1.5	39° ~ 33°
砂利又は岩塊混じり砂質土	密実なもの、又は粒度分布の良いもの	10 m 以下	0.8 ~ 1.0	51° ~ 45°
		10 ~ 15 m	1.0 ~ 1.2	45° ~ 39°
	密実でないもの、又は粒度分布の悪いもの	10 m 以下	1.0 ~ 1.2	45° ~ 39°
		10 ~ 15 m	1.2 ~ 1.5	39° ~ 33°
粘性土		10 m 以下	0.8 ~ 1.2	51° ~ 39°
岩塊又は玉石混じりの粘性土		5 m 以下	1.0 ~ 1.2	45° ~ 39°
		5 ~ 10 m	1.2 ~ 1.5	39° ~ 33°

切土がこの表の切土高をこえるとき又はこの表に定めのないときは、別に安全度を確かめ、安全を確保しておかなければならない。

1 4 緑地の保全と緑化の勧告及び推進

自然と調和した良好な生活環境の保全と緑化の推進を図ることは、地方自治体のみならず、県民に課せられた責務である。本条例において、土採取に伴う災害の防止と採取跡地の緑化等の保全を目的に掲げたのはこのような理由によるもので、緑地の保全と緑化の推進という大きな責務を認識の上、条例の施行にあたる必要がある。

(1) 風致景観の保全

樹林のうち災害防止上及び風致景観上の見地から重要と思われるものについては、その全部又は一部の保全を図るよう極力指導すること。

(2) 法面保護

採取跡地の法面については、原則として緑化させることとし周辺の植生及び掘削前の状態を考慮して風致景観と調和するよう、次のとおり植草、植樹等を指導すること。

(ア) 土の採取にあたり、山林の一部を伐採し、付近の風致景観を悪化させる場合は植樹、植草を併用して行い、採取前の植生を図るものとする。

(イ) 上記以外の場合は植草、種子吹付を行うものとする。

(ウ) 採取跡地と法面の保護工法は次の参考図等をもとに適切な指導を行うこと。

採取跡地の保護工法

(参考) 斜面の保護工法

(1) 筋芝工、植生盤等、萱筋工・・・小段肩に使用

(2) 種まき工

チカラシバ、カゼグサ、エノコログサ、コマツナギ、ノドハギ、ヤマハギ、赤松、黒松、アベマキ、クヌギ等の種子を肥土と混ぜてまく。

(3) 吹付工

ウィービングラブグラス、ケンタッキー31、バミューダ、アメリカンピーチグラス等の牧草の種子を肥土と混ぜて吹き付ける。

(4) 植生盤張付工

(5) 岩盤法面には、葛、つた等のつる性の植物を植栽すること。

(6) 植栽樹種

乾燥に強く土壌の緊縛力が強く気候、風土にマッチして成育するもの。

クヌギ、ヤマモモ、サクラ、ワバメガシ、クロマツ、アカマツ、ハンノキ属(ヤシャブシ、ヒメヤシャブシ、ヤマハンノキ)

ニセアカシア、ネムノキ・・・暖地

イタチハギ、ハギ、エニシダ、ハコネウツギ、アキグミ・・・灌木につき喬木と混植

付 則

1 この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。